

第13次鳥獣保護管理事業計画の変更案概要

1. 鳥獣保護管理事業計画とは

県内に生息する野生鳥獣の適切な保護及び管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条に基づき、国の基本方針に即して、県全体の鳥獣保護管理事業の実施に関する事項を規定した計画。

第13次計画は、計画期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としている。

《計画で規定している事項》

- ・ 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ・ 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ・ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- ・ 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- ・ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- ・ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

2. 変更内容

(1) 既鳥獣保護区の欠落修正—P3

更新予定であった7つの鳥獣保護区について情報が欠落していたため、追加するもの。

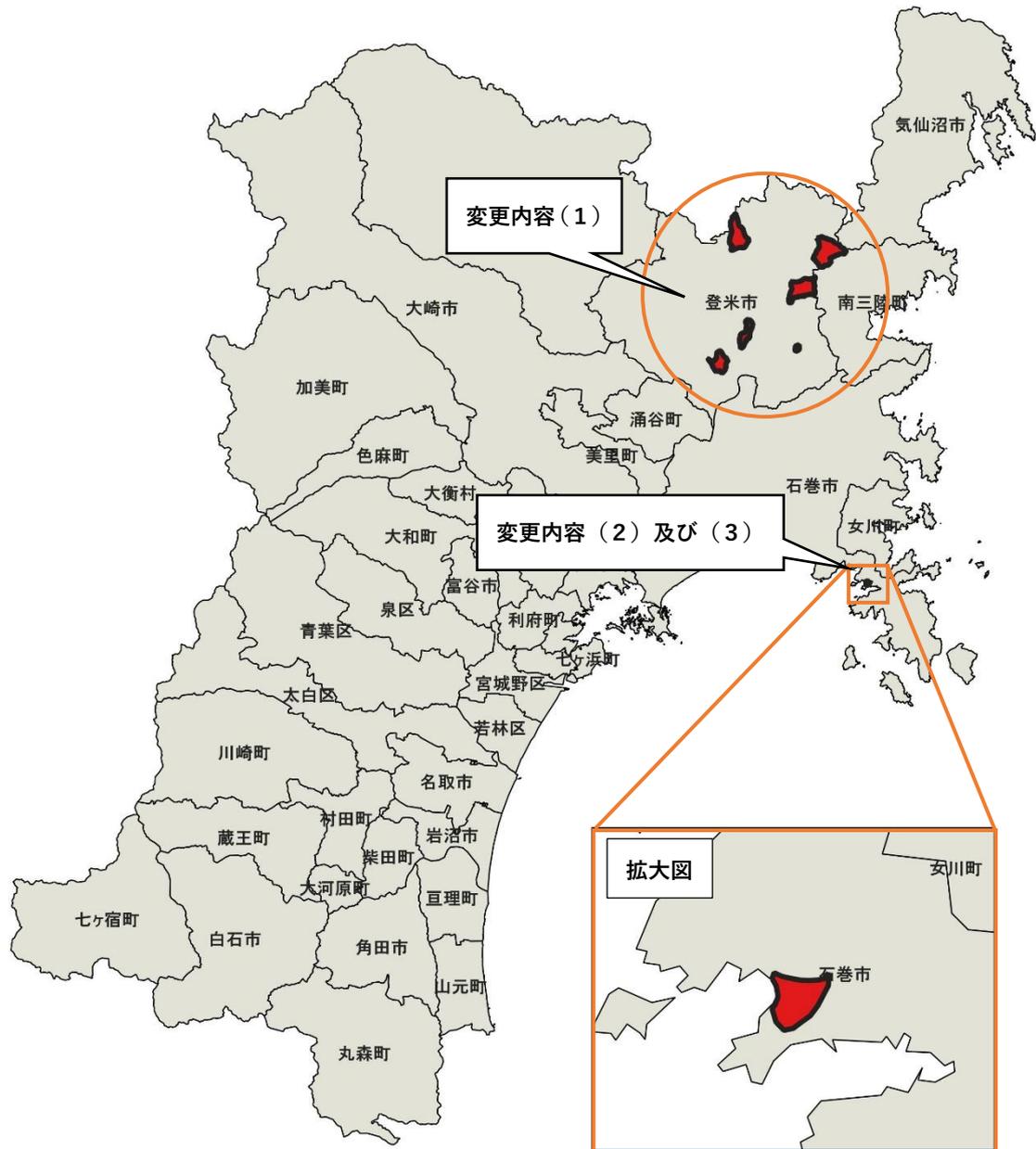
(2) 稗畑鳥獣保護区を「期間更新」から「期間満了」へ変更—P5

石巻市牡鹿半島にある稗畑鳥獣保護区(14ha)の指定理由が、既に消滅をしていたため、期間の更新をせずに期間満了と変更するもの。

(3) 指定猟法禁止区域(鉛製ライフル弾)の区域拡大—P7

牡鹿半島すべてが指定猟法禁止区域(鉛製ライフル弾)であるため、(2)のとおり稗畑鳥獣保護区(14ha)の期間満了に合わせて、当該区域を指定猟法禁止区域(鉛製ライフル弾)に加えるもの。

3. 変更内容該当箇所



期間内更新予定の鳥獣保護区の情報の欠落修正について

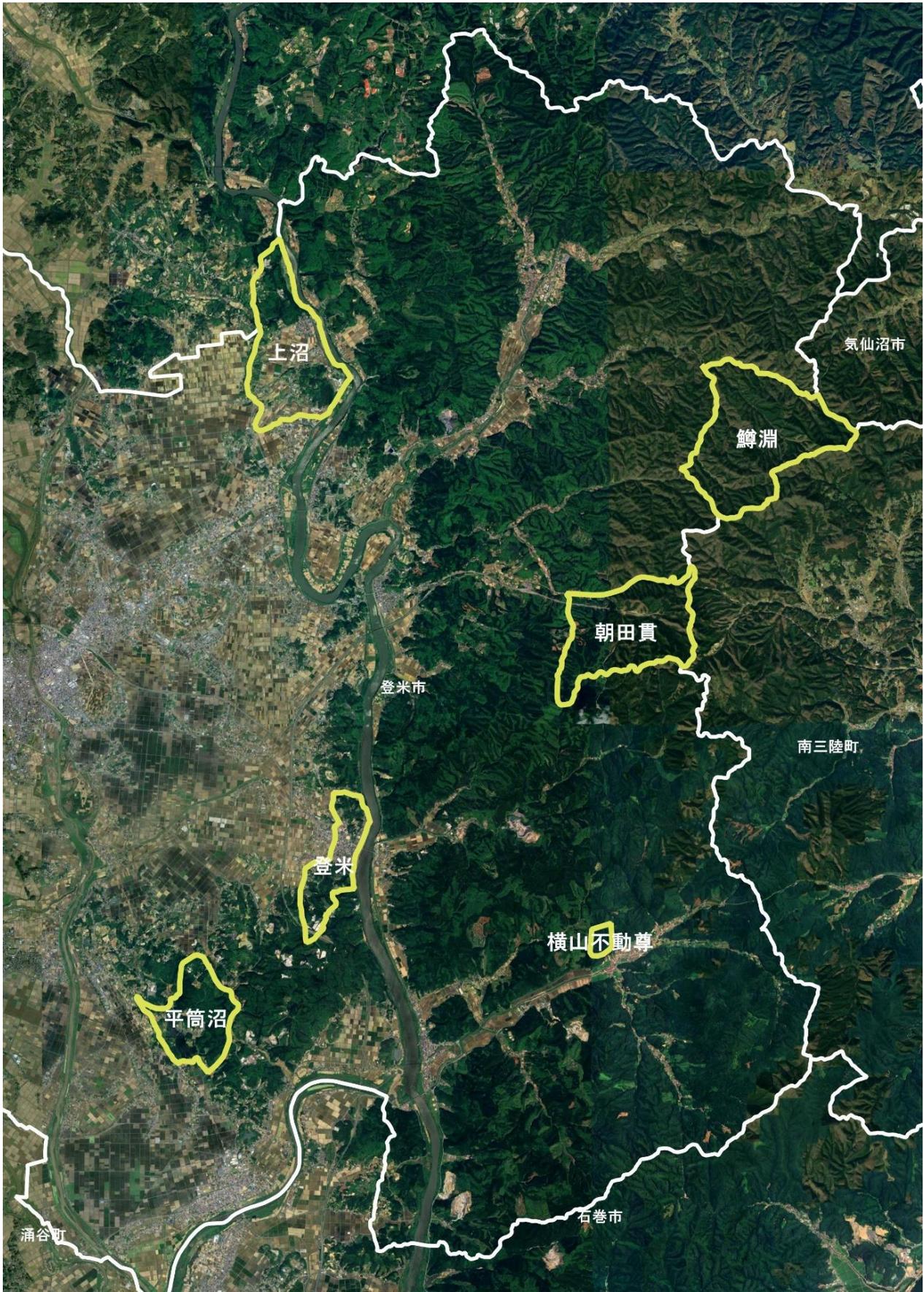
【概要】

残存期間のある7箇所の鳥獣保護区について、現行計画期間中に更新予定であったが計画への記載が欠落していたため修正するもの。

【変更内容】

年度	指定区分	鳥獣保護区域名称	変更区分	面積 (h a)			変更後期間	変更理由	備考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
令和6年度	身近な鳥獣生息地	横山不動尊	更新	28	0	28	令和6年11月1日～ 令和26年10月31日	20年	期間更新	登米
	森林鳥獣生息地	朝田貫	更新	480	0	480	令和6年11月1日～ 令和26年10月31日	20年	期間更新	登米
令和7年度	森林鳥獣生息地	平筒沼	更新	280	0	280	令和7年11月1日～ 令和27年10月31日	20年	期間更新	登米
	身近な鳥獣生息地	登米	更新	254	0	254	令和7年11月1日～ 令和27年10月31日	20年	期間更新	登米
	森林鳥獣生息地	上沼	更新	570	0	570	令和7年11月1日～ 令和27年10月31日	20年	期間更新	登米
	希少鳥獣生息地	翁倉山	更新	1135	0	1135	令和7年11月1日～ 令和27年10月31日	20年	期間更新	東部登米
令和8年度	森林鳥獣生息地	鱒淵	更新	800	0	800	令和8年11月1日～ 令和28年10月31日	20年	期間更新	登米
合計		7箇所		3547	0	3547	—	—		—

※翁倉山については、計画に記載があるが、備考欄に「登米」の記載が欠落しており併せて修正するもの



「期間更新」としていた稗畑鳥獣保護区の「期間満了」 への変更について

【概要】

昭和39年に鳥獣保護区に指定された石巻市牡鹿半島にある稗畑鳥獣保護区(14ha)の指定理由が、既に消滅をしていたため、期間の更新をせずに期間満了と変更するもの。

【鳥獣保護区の指定理由】(平成16年度の更新時計画書より抜粋)

当該区域は萩浜中学校の周囲に位置していることから身近な鳥獣とふれあえる場所として重要な役割を果たしている。また、ニホンジカ等の生息地として重要な区域であり、地域の状況や鳥獣生息状況において、鳥獣保護区を廃止又は縮小する必要を生じさせる大きな変化は認められないため、現状のまま更新する。

【当該鳥獣保護区の現在の状況】

当該鳥獣保護区の指定理由である萩浜中学校は令和5年3月31日に閉校しており、廃校となった跡地の活用も見込みのない状況である。

また、現在の牡鹿半島ではニホンジカが増加・拡大する等人との軋轢が生じており、平成20年度には「牡鹿半島ニホンジカ管理計画」を策定する等県でもその対策を講じているところであり、ニホンジカの生息地としての重要性は低い。

なお、当該鳥獣保護区部分を除いた牡鹿半島全域は指定猟法禁止区域(鉛製ライフル弾)に指定されている。

【鳥獣の生息状況について】

○鳥類

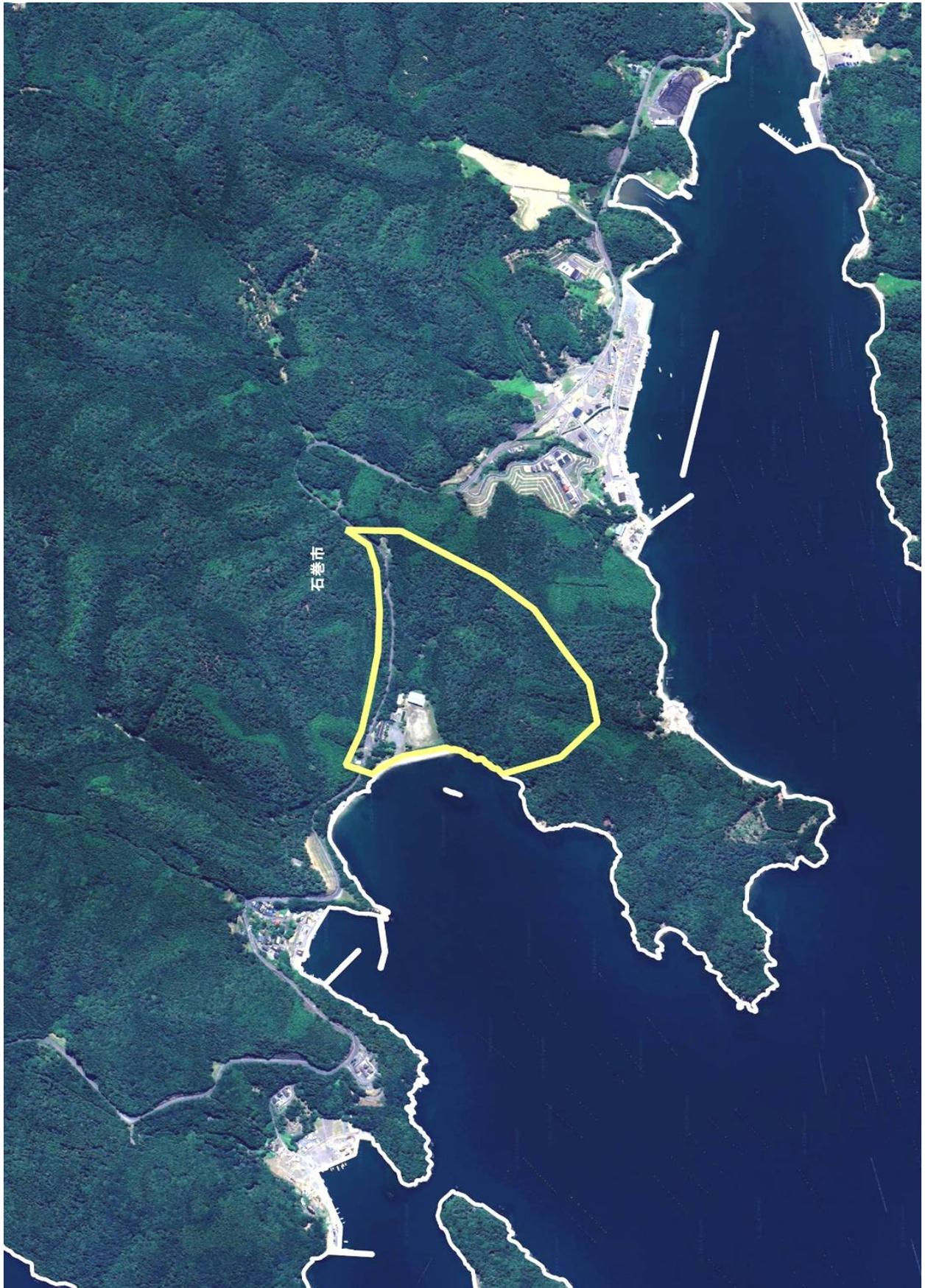
ミサゴ、トビ、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミネコ、ヒヨドリ、ホオジロ、シジュウカラ等

○獣類

ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、ニホンリス等

【鳥獣保護区の解除】

鳥獣保護法第28条8項では「環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。」とされている。



稗畑鳥獣保護区の「期間満了」に伴う指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）の区域拡大について

【概要】

牡鹿半島すべてが指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）であるため、稗畑鳥獣保護区（14ha）を期間満了と変更した場合には、当該区域を指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）に加えるもの。

【指定猟法禁止区域とは】

指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合に指定できるもので、県では特に鳥獣の鉛中毒が懸念される区域、又は水鳥や希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が、集中的、継続的、高頻度に実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域の指定を進めることとされている。

【鳥獣保護区と指定猟法禁止区域の違い】

鳥獣保護区は、すべての狩猟が禁止される。

指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）は、狩猟であっても鉛製ライフル弾以外の使用は認められるため、希少なオオワシ、オジロワシ等の希少な猛禽類を鉛中毒から守りながら、狩猟による捕獲数を継続できる。

【変更内容】

よって、牡鹿半島指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）（8, 537ha）に稗畑鳥獣保護区（14ha）を加え、牡鹿半島指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）の面積を8, 551haに変更するもの。

牡鹿半島指定猟法禁止区域(鉛製ライフル弾)及び
周辺鳥獣保護区等位置図

